

(2) 治水の現状と課題

1) 日吉川

日吉川流域は、これまで度々洪水被害に見舞われ、これに対処するため局部的に護岸工等を実施しているが、計画的な改修が行われていないため流下能力が不足している状況にある。

近年においても平成 18 年 10 月の豪雨により浸水面積 55ha、床下浸水 3 戸の被害を受けており、その他にも台風により平成 4 年 9 月、平成 10 年 9 月、平成 13 年 9 月、平成 15 年 8 月、平成 17 年 9 月と洪水被害が頻発している。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削、築堤等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要である。



<日吉川 氾濫状況（常呂川合流点付近） 平成 18 年 10 月>



<日吉川 氾濫状況（常呂川合流点付近） 平成 13 年 9 月>

表 1-2 日吉川における主な災害

年 次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
H13. 9. 8-12			43. 2				豪雨及び台風 15 号
H18. 10. 8			54. 7	3		3	豪雨

2) ポンニコロ川

ポンニコロ川流域は、合流点から上流 4.3km の区間を昭和 48 年から直轄明渠排水事業で整備され、さらに上流 1km を道営明渠排水事業で整備された河川であるが、現況流下能力が不足している状況にある。

近年においても平成 18 年 10 月の豪雨により浸水面積 45ha の被害を受けており、その他にも台風により平成 4 年 9 月、平成 14 年 8 月、平成 15 年 8 月と洪水被害が頻発している。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要である。



<ポンニコロ川 氾濫状況（克服橋下流付近） 平成 18 年 10 月>



<ポンニコロ川 氾濫状況（1号橋下流付近） 平成 18 年 10 月>

表 1-3 ポンニコロ川における主な災害

年次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
H18. 10. 4-9			45. 2				豪雨

3) ルクシニコロ川

ルクシニコロ川流域は、合流点から如月橋（国道 333 号）の下流にある 1 号落差工までの区間を昭和 50 年仁頃川災害助成工事によりバック堤の整備が行われている。これより上流 5.4km の区間は国営畑総パイロット事業により整備された河川であるが、現況流下能力が不足している状況にある。

近年においても平成 18 年 10 月の豪雨により浸水面積 18ha、床下浸水 2 戸の被害を受けており、その他にも台風により平成 4 年 9 月にも洪水被害を受けている。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要である。



<ルクシニコロ川 氾濫状況（浅尾橋上流） 平成 18 年 10 月>



<ルクシニコロ川 氾濫状況（浅尾橋上流） 平成 18 年 10 月>

表 1-4 ルクシニコロ川における主な災害

年次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
H18. 10. 4-9			17.7	2		2	豪雨

4) 小石川

小石川流域は北見市の市街化区域がその約6割を占めており、密集度の高まりとともに流域内資産は増加している。昭和42年から49年にかけて改修が行われたが、現況断面では流下能力が不足しているため、昭和50年、54年、61年、63年に洪水被害があり、昭和61年8月の豪雨では、朝日町、桜町において浸水面積2.0ha、床下浸水8戸、床上浸水2戸の被害を受けている。特に昭和63年8月の集中豪雨では、大通東1丁目から4丁目及び東陵町、青葉町において浸水面積10.6ha、床下浸水46戸、床上浸水10戸という既往最大の被害を受けている。その後も、平成4年に浸水面積0.7ha、床下浸水3戸、床上浸水1戸の被害が出る等、度々洪水被害が起きている。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削、築堤等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要である。



<小石川 氾濫状況（北見市街） 平成4年8月>

表 1-5 小石川における主な災害

年次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
S61. 8. 16			2.0	8	2	10	豪雨
S63. 8. 6			10.6	46	10	56	豪雨
H4. 8. 9			0.7	3	1	4	台風10号

5) 無加川

無加川流域は、開拓当初から度々洪水被害を受け、その度に復旧工事が行われていた。堤防の新設及び河道の掘削等の抜本的な河川改修は、直轄管理区間である常呂川合流点からとん田川合流点までの延長 7.2 km 区間において、昭和 28 年に着手された。

北海道知事管理区間としては、昭和 37 年 8 月の台風 9 号に伴う豪雨により、道路、橋梁、農地等に甚大な被害を受けたことを契機として、昭和 40 年にとん田川合流点から相内川合流点までの延長 L = 4.4 km の河川改修に着手した。

しかしながら、昭和 50 年 8 月の台風 6 号に伴う豪雨では、北見市留辺蘂町において、床下浸水 30 戸、床上浸水 5 戸の被害を受けた。このため、昭和 54 年には、改修区間を北見市留辺蘂町市街地上流の奔無加川合流点（延長 L = 15.8 km）まで延伸した。

さらには、北見市留辺蘂町において、昭和 56 年 8 月、昭和 61 年 9 月に農地等の浸水被害を受けたことにより、平成元年には、北見市留辺蘂町滝の湯までの延長 L = 16.4 km を延伸した。

現在までの河川整備状況は、とん田川合流点より北見市留辺蘂町武華橋付近までの延長 L = 20.0 km の区間が完成している。しかし、これより上流の 14.6 km は、計画流量に対し 6 割程度の暫定的な改修を実施しているものの、流下能力が不足しているため、近年においても、平成 4 年 9 月、平成 10 年 9 月、平成 13 年 9 月に農地や家屋に浸水被害が発生している。

こうした状況を踏まえ、早急に河道掘削、築堤等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要である。



<無加川 氾濫状況（八千代橋上流）
昭和 50 年 8 月>



<無加川 氾濫状況（穂の葉橋上流）
平成 13 年 9 月>

表 1-6 無加川における主な災害

年 次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
S50.8.24			不明	30	5	35	台風 6 号
H13.9.12	68.0		68.0				台風 15 号

6) 小町川

小町川は、無加川合流点から上流 4.8km の区間を昭和 48 年から昭和 60 年にかけて河川改修が行われている。改修の着手時点から流域の市街化が進行しており、流域内資産は増加している。

平成 28 年 8 月の豪雨等により、計画高水位を超過する水位上昇が発生していることから、近年の降雨等を踏まえると、現況流下能力が不足しており、市街地としては治水安全度が低い状況にある。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削、遊水地整備等の河川改修を実施し、治水安全度の向上を図る必要がある。



<小町川 出水状況（北進橋付近）平成 28 年 8 月>

表 1-7 小町川における主な災害

年次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
H28. 8. 21-24	公共土木施設被害						台風 9 号及び豪雨

7) ペンケビバウシ川

ペンケビバウシ川流域は、氾濫により度々洪水被害を受けており、昭和 50 年 8 月の台風 9 号に伴う豪雨により、道路及び農地に浸水被害を受けたことを契機に昭和 51 年から河川改修を実施した。

現在までの河川整備状況は、無加川合流点からおんねゆ温根湯市街地までの延長 L = 1.7 km 区間が完成している。しかし、その上流部は流下能力が不足しているため、近年では平成 10 年 9 月、平成 13 年 9 月、平成 14 年 10 月に農地に浸水被害が発生している。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削、築堤等の河川改修を実施し、治水安全度の向上が必要である。



<ペンケビバウシ川 氾濫状況（北見市留辺蘂町平里 寿楽橋下流） 平成 14 年 10 月>

表 1-8 ペンケビバウシ川における主な災害

年 次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
H14.10.2	1.8		1.8	10		10	台風 21 号

8) ケトナイ川・ポンケトナイ川

ケトナイ川は、常呂川合流点から清実橋までは河川法施行令 2 条 7 号区間として、平成 2 年度から平成 3 年度にかけて網走開発建設部で河川改修が実施されている。

それ以外の区間は支川ポンケトナイ川を含め、これまで度々洪水被害に見舞われ、局部的に護岸工等を実施しているが、計画的な河川改修は行われていないため流下能力が不足している状況にある。

近年においては平成 18 年 8 月の豪雨により浸水面積 3ha の被害を受けており、その他にも台風により平成 4 年 9 月、平成 10 年 9 月、平成 13 年 9 月、平成 15 年 8 月と洪水被害を受けている。

こうした現状を踏まえ、早急に河道掘削、築堤等の河川改修を実施し、治水安全度の向上を図る必要がある。

なお、改修にあたっては局部的に設置された護岸が多数あり、今後の整備において、取り扱いを検討する必要がある。



<ポンケトナイ川 氾濫状況 平成 4 年 9 月> <ポンケトナイ川 氾濫状況 平成 18 年 8 月>
川脇地先（ケトナイ川合流点付近） 川脇地先（ケトナイ川合流点付近）

表 1-8 ポンケトナイ川における主な災害

年 次	浸水面積 (ha)			浸水家屋 (棟)			被害原因
	農地	宅地	計	床下	床上	計	
H4. 9. 10-20	2.7	0.3	3.0				台風 17 号
H18. 8. 18-19	2.9		2.9				豪雨

(3) 河川利用及び河川環境の状況と課題

1) 日吉川

日吉川では河川の水利用はされていない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」に基づく類型指定はされていないが、平成19年から平成21年に、水質調査を下流1地点で実施している。調査結果によると、BOD（生物化学的酸素要求量）の75%値は、平成19年が1mg/ℓ以下のAA類型、平成20年が1mg/ℓ以下のAA類型に相当する。平成21年のBOD（生物化学的酸素要求量）測定値は10mg/ℓ以下のE類型に相当する値となっている。

上流域は、山地が大部分を占め、シラカンバやヤナギ類を中心とした河畔林が分布しており、クマゲラが生息している。また支流ポン日吉川を含め、トドマツやアカエゾマツ等の針葉樹が分布している。治山ダム下流は河床勾配1/120程度となっており、サクラマス（ヤマメ）等の遡上及び産卵の場となっている。しかし、治山ダムに魚道が無く遡上障害となっているため、縦断的な連続性の確保が課題である。

中流域は、畑作地帯が広がり、日吉市街地がある。河畔林はハルニレやヤチダモ等からなり、崖地にはキタミフクジュソウやチドリケマン等の重要種が分布する。河床勾配は1/140程度で、河床は砂礫となっている。魚類ではシベリアヤツメやサクラマス（ヤマメ）等が、鳥類ではオオタカやオオジシギ等が生息している。

下流域は、河床勾配1/350程度となっている。ヤナギ類やハルニレ等の樹木のほかに、クサヨシ、エゾイラクサやオオイタドリ等の高茎草本類が優先する。魚類ではシベリアヤツメやサクラマス（ヤマメ）、エゾウグイ等、鳥類ではオジロワシ等が生息している。

このような状況を踏まえ、サクラマス（ヤマメ）などの動植物の生息、生育環境の保全に努める必要がある。



<日吉川 平間橋より上流の河川環境>

2) ポンニコロ川

ポンニコロ川の水利用は、かんがい用水として利用されている。知事管理区間では、14件が利用されている。なお、これまでに渇水被害が生じた事例はない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」に基づく類型指定はされていないが、平成22年に、水質調査を3地点で実施している。調査結果によると、BOD（生物化学的酸素要求量）は、3地点いずれにおいても75%値で1.0mg/l以下となっており、AA類型相当である。

流域は下流から上流にかけて広く畑作地帯が広がり、耕作地を貫流するように流下している。

上流域は、山林が広がり、河川沿いにヤナギ低木群落が見られ、周囲にはトドマツ植林やエゾイタヤーシナノキ群落、落葉針葉樹林等が分布している。

中流部は、オノエヤナギが散在するが一部山付けとなりミズナラ、エゾイタヤなども混生している。水際でヨシ類やミゾソバラが群落を形成し、オオイタドリなども混生している。

下流部は、オノエヤナギを主体とするヤナギ類が散在して分布している。水際にクサヨシ、ヨシ、ツルヨシなどのヨシ類やミゾソバから成る草本群落が分布している。魚類では、シベリアヤツメ、サクラマス（ヤマメ）、フクドジョウが主にみられ、秋にはカラフトマスやサクラマス等の産卵風景も見られる。

現況河道の河床幅は狭く、連節ブロックが河床まで布設されており一様な流れとなっているが、落差工下流に深みがあり流況に変化が見られる。既設落差工が23基あり、縦断方向の連続性がなく魚類の移動に支障があるため、遡上産卵区間も限定される。河道断面が一様であり、変化がない状況が見られる。

このような状況を踏まえ、サクラマス（ヤマメ）などの動植物の生息や生育環境の保全、再生に努める必要がある。また、魚類等の縦断的な移動の連続性を回復する必要がある。



<ポンニコロ川 市道橋（SP214）より上流の河川環境>



<サクラマス（ヤマメ）>

3) ルクシニコロ川

ルクシニコロ川の水利用は、かんがい用水として利用されている。知事管理区間では、18件が利用されている。なお、これまでに渇水被害が生じた事例はない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」に基づく類型指定はされていないが、平成22年に水質調査を3地点で実施している。調査結果によると、BOD（生物化学的酸素要求量）は、3地点いずれにおいても75%値で1.0mg/l以下となっており、AA類型相当である。

流域は下流から上流にかけて広く畑作地帯が広がり、耕作地を貫流するように流下する。

上流域は、山林が広がり、河川沿いに牧草地、ハルニレ群落が見られ、周囲にはトドマツ植林やエゾイタヤシナノキ群落、下部針広混交林、エゾマツートドマツ群落、落葉針葉樹林等が分布している。

中流部は、水際にヨシ類やミゾソバラが群落を形成しており、草本群落が主体となっている。

下流部は、オノエヤナギを主体とするヤナギ類が散在し、水際にクサヨシ、ヨシ、ツルヨシなどのヨシ類やミゾソバから成る草本群落が分布する。魚類では、フクドジョウやサクラマス（ヤマメ）が多く見られ、秋にはカワヤツメやサケ、カラフトマス、サクラマス等の産卵風景も見られる。

現況河道の河床幅は狭く、連節ブロックが河床まで布設されており一様な流れとなっているが、落差工下流に深みがあり流況に変化が見られる。既設落差工が26基あり、縦断方向の連続性がなく魚類の移動に支障があるため、遡上産卵できる区間も限定される。河道断面が一様であり、変化がない状況が見られる。

このような状況を踏まえ、サクラマス（ヤマメ）などの動植物の生息や生育環境の保全、再生に努める必要がある。また、魚類等の縦断的な移動の連続性を回復する必要がある。



<ルクシニコロ川 如月橋より下流の河川環境>



<サクラマス（ヤマメ）> 27 -

4) 小石川

小石川では河川の水利用はされていない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」に基づく類型指定はされていないが、優先整備区間では、令和元年に常呂川合流前地点で水質調査を実施している。調査結果によると、BOD(生物化学的酸素要求量)の75%値は2.0mg/l以下となっており、A類型相当となっている。

上流域は、河床勾配1/80以上の急な流れとなっており、河床は砂礫質となっている。河道周辺はカラマツの人工林や牧草地、畑地等であり、特に規模の大きい樹林帯では、エゾチッチゼミ等の主要な生息環境となっている。

中流域は、河床勾配1/135から1/75程度の砂礫河床でフクドジョウ等が生息している。現河道沿いにはヤナギ類を主体とした河畔林が帯状に分布しており、特に倒木や切り株から生える河岸のヤナギ小径木林は、ヤナギの幼木を餌とするエゾカミキリの生息地となっている。また右岸側には、ハルニレ等が林冠を構成しており、早春、林内ではフクジュソウの花を見ることができる。河道周辺のヨシ群落は、ルリイトトンボ等のイトトンボ類をはじめ、主に止水域に生息する昆虫類の主要な生息域となっている。市街地内を流れる河川ではあるが、河道内には水生植物のホソバミズヒキモが生育しているところもある。

下流域は、河床は砂礫から砂となっている。市街地内は暗渠の中を流れる区間であるが、開水路となっている常呂川合流点付近の水中には、砂礫河床を好むフクドジョウ等が生息しているほか、水際のヨシ群落内にはサクラマス(ヤマメ)、トミヨ、スジエビ等が生息しており、上流部に比べて魚類相は多様である。

また、地元住民が主体となった「小石川を守る連絡協議会」が河川管理者と連携して清掃活動を実施するなど、年々河川への関心が高まりつつあり、北見市が都市計画マスタープランに基づく「北見市東部地区かわまちづくり」計画を作成し、身近な潤い空間として河川緑地の整備・保全を行い、「かわ」と「まち」が一体となったまちづくりを実施している。

このような状況を踏まえ、エゾカミキリなどの動植物の生息、生育環境の保全に努めると共に、「北見市東部地区かわまちづくり」計画と連携を図り、まちづくりに配慮した河川空間の創出に努める必要がある。



<エゾカミキリ>

5) 無加川

無加川の水利用は、水道用水、工業用水及びかんがい用水として利用されている。知事管理区間では、9件が利用されている。なお、これまでに渇水被害が生じた事例はない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」に基づく類型指定はされていないが、平成12年と平成13年に水質調査を5地点で実施している。調査結果によるとBOD（生物化学的酸素要求量）の75%値は、平成12年の調査結果は大富橋、武華橋で1.0mg/ℓ以下のAA類型相当、滝の湯橋、相内橋で2.0mg/ℓ以下のA類型相当、銀河橋で5.0mg/ℓ以下のC類型相当、平成13年の調査結果は滝の湯橋、大富橋で1.0mg/ℓ以下のAA類型相当、武華橋、相内橋、銀河橋で2.0mg/ℓ以下のA類型相当となっている。

上流域は、山地が大部分を占め、エゾマツ、トドマツ等の針葉樹林が分布している。河岸には、水際までヤナギ類、ミズナラ、エゾイタヤ等からなる河畔林に覆われている。河床勾配は1/45程度で、比較的大きな礫や玉石の溪流には適度な落差と冷涼な地域を好むオショロコマが生息し、淵の底にはハナカジカ等が生息している。

中流域は、ヤナギ類やミズナラ等で形成される河畔林が連続して分布している。河床勾配は1/200から1/100程度で、河床は砂礫及び礫で、瀬と淵が明確な場所を生息環境としているサクラマス（ヤマメ）やエゾウグイが生息し、浮き石になっている河床は生息する魚類の産卵の場となっている。また、それらを捕食しようとするカワセミや水生昆虫を捕らえるカワガラス等が生息している。

なお、温根湯温泉付近は、川がせせらぎ、緑と一帯となった良好な景観を呈し、観光客の散策ルートや地域住民の憩いの場として利用されており、重要な観光資源の一つに位置づけられている。

下流域は、河床勾配 1/300 から 1/200 の比較的穏やかな流れとなっており、河床は砂礫、礫等となっている。

河道周辺はヤナギ類、ドロノキ等の河畔林が分布し、オシドリ等鳥類が生息している。また、河床にはスナヤツメ、フクドジョウ等の魚類が生息している。

東相内地区の無加川左岸高水敷では、パークゴルフ場等に利用されており、河岸の植生が回復されている所も見られるほか、右岸が山地になっているため、自然環境は良好である。

このような状況を踏まえ、サクラマス（ヤマメ）などの動植物の生息、生育環境の保全に努める必要がある。

また、高水敷利用されていることから公園計画と連携を図り、公園と河川が一体化した河川空間の創出に努める必要がある。



<無加川 上流の河川環境>



<無加川 下流の河川環境>

6) 小町川

小町川では、水利用はされていない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」による水域類型指定はされていないが、平成30年に6回の水質検査が実施されている。調査結果によると、BOD（生物化学的酸素要求量）は、75%値で2.0mg/l以下となっており、A類型相当である。

上流域は山地が広がり、トドマツ植林やエゾイタヤーシナノキ群落、落葉針葉樹林等が分布している。平地部では広く畑作地帯が広がっている。

中下流部は、河床勾配1/250から1/140程度となっており、河床は砂礫となっている。周辺は住宅街となっており、河道内にはクサヨシ、カモガヤ等が分布し、貴重植物であるアカンカサスゲ、エゾキヌタソウも生育している。

水域ではサクラマス（ヤマメ）、フクドジョウが主にみられ、秋にはサケ、カラフトマスやサクラマスの産卵風景も見られる。

このような状況を踏まえ、瀬と淵の保全など自然環境に配慮した整備を行う必要がある。



〈小町川 小町川大橋より上流の河川環境〉



〈エゾキヌタソウ〉



〈フクドジョウ〉

7) ペンケビバウシ川

ペンケビバウシ川では河川の水利用はされていない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」に基づく類型指定はされていないが、平成15年7月に水質調査を上流と下流の2地点1回で実施している。調査結果によると、BOD（生物化学的酸素要求量）の75%値は上流の寿楽橋地点では1.0mg/ℓ以下のAA類型相当、下流の紫苑橋地点では3.0mg/ℓ以下のB類型に相当した。

上流域は、山地が大部分を占め、エゾマツ、トドマツ等の針葉樹林が分布している。河床勾配は1/45以上の急な流れとなっており、河床には、比較的大きな礫、玉石等となっている。

中流域は、河床勾配1/115程度となっている。河道周辺は、畑作、酪農が営まれ、河道沿いにはミズナラ、カシワ等の樹木群が分布し、西洋わさび等の植物も生育している。

下流域は、河床勾配1/115から1/170程度で、中上流に比べ穏やかな流れとなっている。周辺は温根湯市街地を形成する住宅街となっており、所々に畑地が見られる。河道内にはクサヨシ、オオヨモギ等が分布し、エゾオオヤマハコベも生育している。

ペンケビバウシ川は、上流域から留辺蘂幹線用水の20号排水路へと流下しているため、中下流域は、水量が少なく水深も浅いことから、魚類の生息環境として良好でない状況である。

このような状況を踏まえ、中下流域の水量を確保するなど動植物の生息、生育環境の保全に努める必要がある。



<エゾオオヤマハコベ>

8) ケトナイ川・ポンケトナイ川

ケトナイ川、ポンケトナイ川では、水利用はされていない。

水質については、公共用水域における「生活環境の保全に関する環境基準」による水域類型指定はされていないが、平成25年に両河川にて、2地点で4回の水質調査が実施されている。調査結果によると、ケトナイ川のBOD（生物化学的酸素要求量）の75%値は3.0mg/l以下のB類型に相当し、ポンケトナイ川のBOD（生物化学的酸素要求量）の75%値は2.0mg/l以下のA類型に相当するものとなっている。

流域は下流から上流にかけて広く畑作地帯が広がり、耕作地を貫流するように流下している。上流域は、山地が大部分を占め、河床勾配は1/100以上である。河川沿いにヤナギ低木群落、ハルニレ群集が見られ、周囲にはエゾマツ群落やアカエゾマツ植林等が分布している。中流部は、河床勾配が1/125～1/100程度となっている。河畔林では、オノエヤナギやタチヤナギが優先するヤナギ群落を形成し、河岸にはクサヨシやツルヨシが分布している。ケトナイ川のポンケトナイ川合流点から上流は、部分的にハルニレ・ヤチダモ群落に区分される樹木帯が近接するものの、河川周辺は主に耕作地として利用されており、河床勾配は1/115程度となっている。河岸は草本群落が主体でありクサヨシやエゾイラクサが多く見られる。下流部は、河床勾配が1/250程度となっている。水際にクサヨシ、ツルヨシなどのヨシ類やオノエヤナギやタチヤナギを主体とするヤナギ類が散在して分布している。

水域ではシベリアヤツメ、サクラマス（ヤマメ）、フクドジョウが主にみられ、秋にはカラフトマスやサクラマスの産卵風景も見られる。

河道内は河床の低下や、平瀬の箇所が多く流れが単調となっている状況にあることから、サクラマス（ヤマメ）などの動植物の生育・生息環境の配慮した整備を行う必要がある。



〈ポンケトナイ川 しおみ橋地点〉



〈シベリアヤツメ〉



〈サクラマス（ヤマメ）〉

第 2 章 河川整備の目標に関する事項

本圏域における河川整備の基本方針としては、治水の現状、水害発生状況、河川の利用状況、河川環境の保全等を考慮し、北海道の川づくりビジョンに基づき、常呂川水系河川整備基本方針との整合を図りながら、河川整備にあたっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水、利水対策を推進することとする。

第 1 節 計画対象区間及び優先整備区間

本整備計画の対象区間は、圏域の北海道知事管理区間とする（表 1-1）。このうち優先的に整備を実施する区間は、以下の通りである（表 2-1）。

※ 「当面整備の予定のない区間」であっても、河川管理を行う上で小規模の改修を実施することがある。

表 2-1 優先整備区間

河川名	区 間	延 長
日 吉 川	上流端：北見市常呂町日吉 228 番地先 下流端：常呂川への合流点	1.9km (1.9km 整備済)
ポ ン ニ コ ロ 川	上流端：北見市北陽 松月橋 下流端：仁頃川への合流点	6.1km (1.2km 整備済)
ル ク シ ニ コ ロ 川	上流端：北見市北陽 クトンニコロ川との合流点 下流端：仁頃川への合流点	5.6km (1.2km 整備済)
小 石 川	上流端：北見市美山町 79 番地 9 地先 下流端：常呂川への合流点	1.6km (0.3km 整備済)
無 加 川	上流端：北見市留辺蘂町大和国有林 102 林班 ぬ小班地先 下流端：北見市留辺蘂町泉 397 番地の 2 地先	21.3km (6.7km 整備済)
小 町 川	上流端：北見市大正 243 番 2 地先 下流端：無加川への合流点	4.8km
ペンケビバウシ川	上流端：北見市留辺蘂町平里 122 番地の 5 地先 下流端：北見市留辺蘂町松山 21 番地の 5 地先	1.6km
ケ ト ナ イ 川	上流端：常呂郡訓子府町字開盛 開盛橋 下流端：常呂郡訓子府町字開盛 清実橋	1.8km (1.8km 整備済)
ポ ン ケ ト ナ イ 川	上流端：常呂郡訓子府町字開盛 寿橋 下流端：ケトナイ川への合流点	3.5km (2.9km 整備済)

第2節 計画対象期間

河川整備計画の計画対象期間は、河川整備計画策定から概ね30年の間とする。本整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然環境、河道状況に基づき策定するものであり、策定後、これらの状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

圏域の河川のうち、優先整備区間については、洪水の発生状況、氾濫区域内の資産状況、想定される被害の実態、現況の流下能力等を踏まえて、優先的に河川整備を行い、洪水から貴重な生命や財産を守り、地域が安心して暮らすことのできるように社会基盤の整備を図るものとする。また、圏域内の河川において、調査・点検の結果、所要の安全性が確保されていない堤防については、必要に応じて堤防強化対策等を実施する。

(1) 日吉川

日吉川においては、早期に治水安全度を確保するため、常呂川合流点から日吉橋上流地点までの1.9km区間において、平成18年10月に発生した洪水を踏まえ、沿川地域の市街地や農地への水害を防止することを目的に整備を進める。

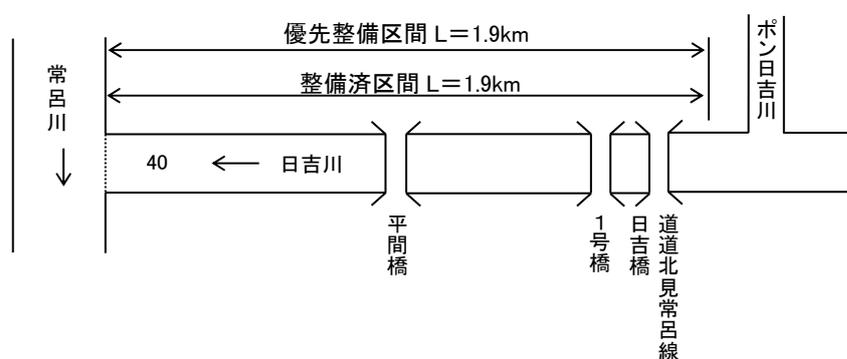


図2-2 日吉川整備計画流量配分図 (単位: m^3/s)

(2) ポンニコロ川

ポンニコロ川においては、早期に治水安全度を確保するため、仁頃川合流点から松月橋下流地点までの 6.1km 区間において、平成 18 年 10 月に発生した洪水を踏まえ、沿川地域の農地への水害を防止することを目的に整備を進める。

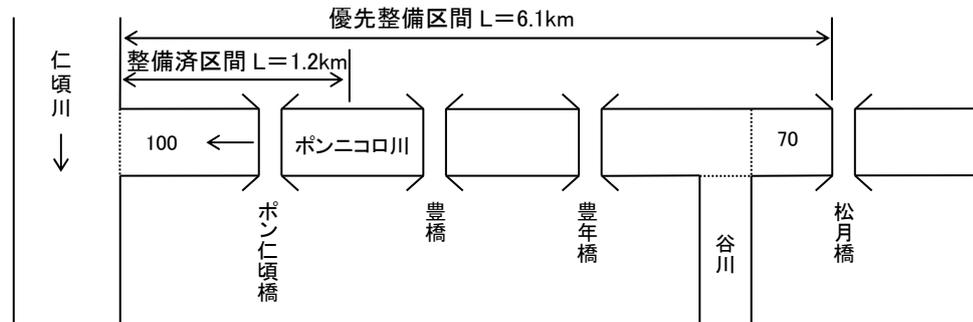


図 2-3 ポンニコロ川整備計画流量配分図 (単位: m^3/s)

(3) ルクシニコロ川

ルクシニコロ川においては、早期に治水安全度を確保するため、仁頃川合流点からクトンニコロ川合流点までの 5.6km 区間において、平成 18 年 10 月に発生した洪水を踏まえ、沿川地域の農地への水害を防止することを目的に整備を進める。

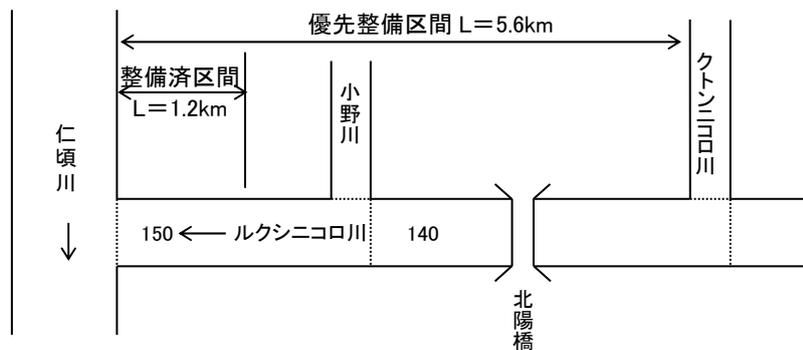


図 2-4 ルクシニコロ川整備計画流量配分図 (単位: m^3/s)

(4) 小石川

小石川は、下流に位置する北見市街地の資産集中区域に対し、早期に治水安全度を確保するため、トンネル河川区間上流から第18号橋までの1.6km区間において、昭和61年8月に発生した洪水を踏まえ、沿川地域の市街地や農地への水害を防止することを目的に整備を進める。

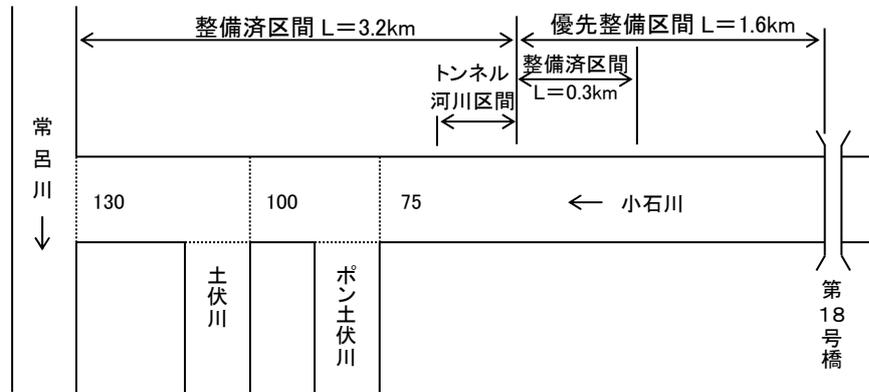


図 2-5 小石川整備計画流量配分図 (単位: m³/s)

(5) 無加川

無加川は、流域に留辺蘂市街地、温根湯温泉等の資産集中区域や農業地帯を含んでいることから、社会的・経済的な重要性、想定される被害の大きさを踏まえるとともに、下流直轄区間との整合を図り、国道39号の武華橋下流から滝の湯橋上流までの21.3km区間において、昭和37年8月に発生した洪水を踏まえ、沿川地域の市街地や農地への水害を防止することを目的に整備を進める。

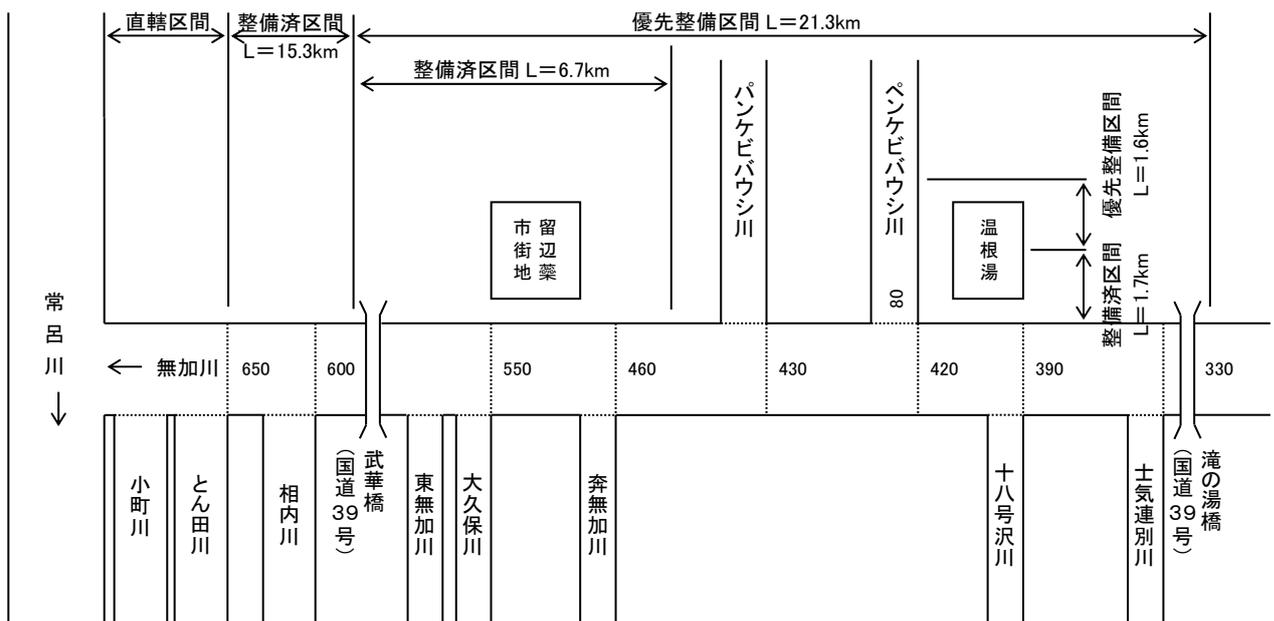


図 2-6 無加川整備計画流量配分図 (単位: m³/s)

(6) 小町川

小町川においては、下流に位置する北見市街地の資産集中区域に対し、早期に治水安全度を確保するため、無加川合流地点から川添橋上流までの4.8km区間で、市街地への水害を防止することを目的に整備を進める。

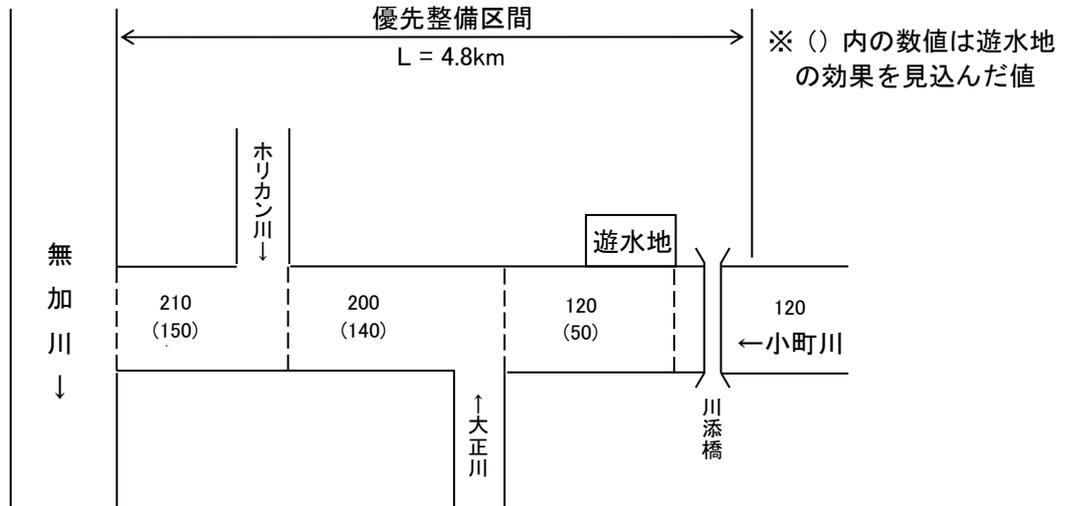


図 2-9 小町川整備計画流量配分図 (単位 : m^3/s)

(7) ペンケビバウシ川

下流に位置する温根湯市街地の資産集中区域に対し、早期に治水安全度を確保するため、西通橋から南1線の無名橋までの1.6km区間において、昭和50年8月に発生した洪水を踏まえ、沿川地域の市街地や農地への水害を防止することを目的に整備を進める。

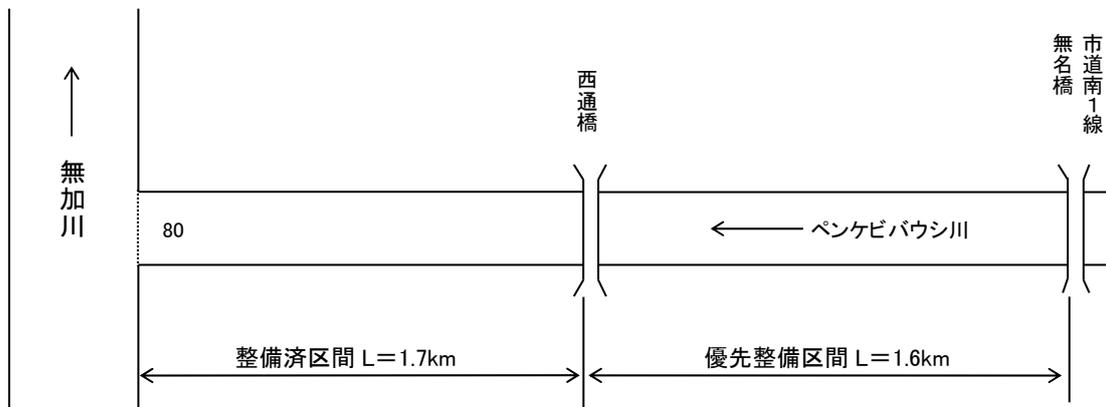


図 2-7 ペンケビバウシ川整備計画流量配分図 (単位 : m^3/s)

(8) ケトナイ川・ポソケットナイ川

ケトナイ川においては、早期に治水安全度を確保するため、清実橋から開盛橋下流地点までの 1.8km 区間、ポソケットナイ川においてはケトナイ川合流点から寿橋地点までの 3.5km 区間で、本川である常呂川や直轄改修区間の整備状況を踏まえ、沿川地域の農地への水害を防止・軽減することを目的に整備を進める。

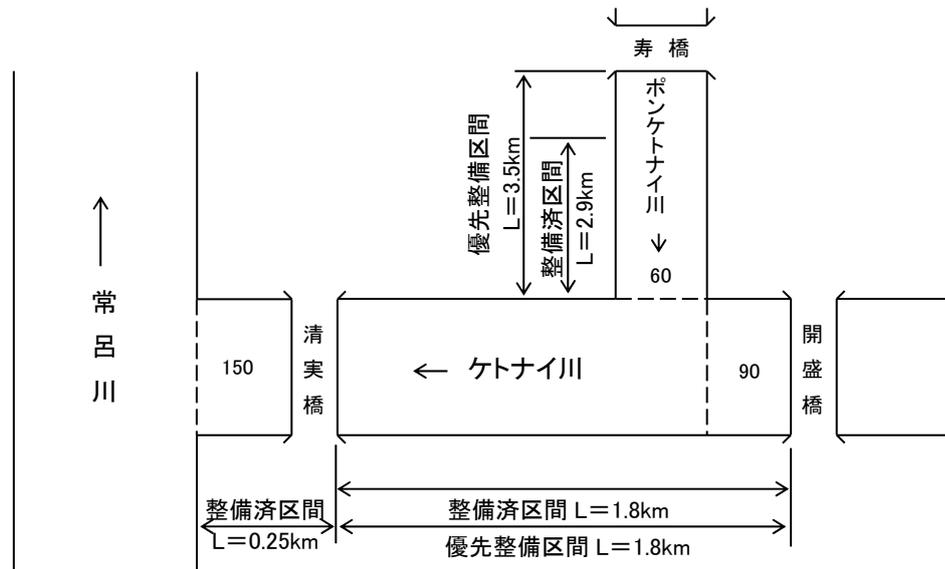


図 2-8 ケトナイ川、ポソケットナイ川整備計画流量配分図 (単位 : m³/s)

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

常呂川は、農業用水や水道用水としての利用や、豊かな自然が残る貴重な水辺空間として地域の産業と生活を支える川となっている。そのため、現状の水環境を将来にわたって保全する必要があることから、流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも、流況、水利用に関する調査を引き続き行い、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、現況流況の維持に努めるものとする。

河川環境に関しては、常呂川が多くの動植物の生息・生育の場として良好な河川環境であることを踏まえ、工事の実施に当たっては、汚濁水の防止、瀬や淵および河岸植生の保全・復元を図り、環境への影響を極力低減するように努める。

また、特定外来生物等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める。

更に、地域住民が常呂川の豊かな自然環境とふれあうことができる場を提供できるなど、水辺に親しみやすい川づくりを進めるものとする。

(1) 日吉川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、水利用はされていないが、動植物の保護や流水の清潔、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量に著しい影響を与えないように努めるものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

(2) ポンニコロ川

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、既設落差工を撤去し縦断的な連続性を確保する。河床部においては瀬と淵が形成される様、固定しないものとし、良好な河川環境の保全に努める。

(3) ルクシニコロ川

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、既設落差工を撤去し縦断的な連続性を確保する。河床部においては瀬と淵が形成される様、固定しないものとし、良好な河川環境の保全に努める。

(4) 小石川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、水利用はされていないが、動植物の保護や流水の清潔の保持、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量に著しい影響を与えないように努めるものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にエゾカミキリの生息、生育環境に配慮し、良好な河川環境の保全に努めると共に、「北見市東部地区かわまちづくり」計画と連携を図り、まちづくりに配慮した河川空間の創出に努める。

(5) 無加川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、工業用水、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物、特にサクラマス（ヤマメ）の生息や生育環境に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。また、河川と河川周辺の田園地帯との景観の調和に努めつつ、高水敷利用されていることから公園計画と連携を図り、公園と河川が一体化した河川空間の創出に努める。

(6) 小町川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、水利用はされていないが、動植物の保護や流水の清潔、景観、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量に著しい影響を与えないように努めるものとする。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている動植物の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

(7) ペンケビバウシ川

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、かんがい用水の利用も許可水利に基づいた適正な取水が行われていることを踏まえ、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水量や水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている植物に配慮するとともに、中下流域の水深を確保することで魚類の生息、生育環境を改善し、良好な河川環境の保全に努める。

(8) ケトナイ川・ポンケトナイ川

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、水量や水質調査、河川パトロール、聞き取り等により、状況の把握に努めるとともに、これまでに濁水による深刻な被害が生じておらず、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。

流水の正常な機能の維持に必要な流量については、今後さらに検討を行う。

水質に関しては、現在の水質に著しい影響を与えないよう適切な把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について関係機関と調整を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、当該河川で確認されている生物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。また、現状での河床低下状況を調査した上で、対策が必要となる場合には検討を行っていくものとする。

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

圏域における河川整備の目標を実現するための具体的な方策として、計画的な河川整備を施行する河川は、以下のとおりである。

(1) 日吉川

(河川工事の目的)

日吉川は、常呂川合流点から日吉橋上流地点までの区間において、平成18年10月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削や堤防の整備等を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

常呂川合流点から日吉橋上流地点までの延長 L=1.9km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全及び施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

(2) ポンニコロ川

(河川工事の目的)

ポンニコロ川は、仁頃川合流点から松月橋下流地点までの区間において、平成18年10月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

仁頃川合流点から松月橋下流地点までの延長 L=6.1km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全及び施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

縦断方向の連続性を確保するために、既設落差工は撤去するが、急勾配となるため、河床低下を抑制するための対策を行う。

既設落差工の良好な環境を保全するため、計画上問題のない部分を残し、現況の保全に努める。

(3) ルクシニコロ川

(河川工事の目的)

ルクシニコロ川は、仁頃川合流点からクトンニコロ川合流点までの区間において、平成 18 年 10 月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

仁頃川合流点からクトンニコロ川合流点までの延長 L=5.6km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全、在来植生の回復、瀬や淵の再生及び施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

縦断方向の連続性を確保するために、既設落差工は撤去するが、急勾配となるため、河床低下を抑制するための対策を行う。

落差工の改築については、縦断方向の連続性を確保するために、魚道工を設置し、魚類の生息環境に配慮する。

既設落差工の良好な環境を保全するため、計画上問題のない部分を残し、現況の保全に努める。

(4) 小石川

(河川工事の目的)

小石川は、常呂川合流点から第 18 号橋までの区間において、昭和 61 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、現況河道拡幅による改修を基本とし、河道の掘削や堤防の整備を行うことで流下能力の確保等を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

トンネル河川区間上流から第 18 号橋までの延長 L=1.6km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施行区間で確認されている動植物、特にエゾカミキリの生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

また、「北見市東部地区かわまちづくり」計画と連携を図り、まちづくりに配慮した河川空間の創出に努める。

(5) 無加川

(河川工事の目的)

無加川は、武華橋下流付近から滝の湯橋上流までの区間において、昭和37年8月に発生した洪水を踏まえ、河道の掘削や堤防の整備等を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

武華橋下流付近から滝の湯橋上流までの延長 $L=21.3$ km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

また、河川と河川周辺の田園地帯との景観の調和に努めつつ、高水敷の空間利用等、市町村における公園計画と連携をとり、公園と河川が一体化した河川空間の創出に努める。

(6) 小町川

(河川工事の目的)

小町川は、無加川合流点から川添橋上流までの区間において、近年の出水状況を踏まえ、河道の掘削や遊水地の整備を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

遊水地の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

無加川合流点から川添橋上流までの延長 L=4.8km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床の保全や施行区間で確認されている動植物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮し、良好な河川環境の保全に努める。

(7) ペンケビバウシ川

(河川工事の目的)

ペンケビバウシ川は、西通橋から南1線の無名橋までの区間において、昭和50年8月に発生した洪水を踏まえ、新水路の掘削や堤防の整備等を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

西通橋から南1線の無名橋までの延長 L=1.6 km の区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位及び川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、動植物の生息や生育環境の保全に努める。

(8) ケトナイ川・ポンケトナイ川

(河川工事の目的)

ケトナイ川は、清実橋から開盛橋下流地点までの区間において、ポンケトナイ川は、ケトナイ川合流点から寿橋下流地点までの区間において、本川である常呂川や下流の直轄改修区間の河道状況を踏まえ、河道の掘削等を行うことで流下能力の確保を図り、洪水氾濫を防止する。

(河川工事の種類)

堤防の整備、河道の掘削、護岸の設置等

(施行区間)

ケトナイ川は、清実橋から開盛橋下流地点までの延長 L=1.8km 区間
ポンケトナイ川は、ケトナイ川合流点から寿橋までの延長 L=3.5km 区間

(河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)

代表地点における計画高水位および川幅等については附図に示す。

(河川工事の実施に伴う配慮事項)

河川工事の実施にあたっては、現況河床や河畔林の保全及び施行区間で確認されている生物、特にサクラマス(ヤマメ)の生息や生育環境等に配慮した整備に努める。また既設施設の有効利用を図りコスト縮減に努める。

第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、総合的な観点から適切な実施に努める。

2. 河川維持の種類及び施行の場所

(1) 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況等を把握する。

出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。

出水後、地震後、津波後等は河川管理施設の総点検を実施し、被災状況を把握し、再度災害に備える。

(2) 河川管理施設の維持管理

洪水等による被害の防止や、河川が適切に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で、人口減少下における社会情勢なども踏まえ、計画的な維持管理を行う。

1) 堤防の維持管理

亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するための堤防除草を必要に応じて実施する。除草時期、頻度は堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に実施する。

また、河川巡視や堤防点検、水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修等を実施する。

なお、侵略的外来種については、適切に処理して拡散防止に努める。

2) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、生物の生息・生育環境や河川景観の形成など、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生等の原因となることも懸念される。

このため、河道内樹木の繁茂状況を適宜把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならないよう環境に配慮しながら河川ごとに優先度を踏まえた伐採などの実施計画を作成し、適切な管理に努めるものとする。なお、伐採等にあたっては、樹種、樹高などの多様性、生物生息環境を考慮した連続性、生態系の地域性などが各河川により異なることから、それらに配慮しながら、管理を行うものとする。

また、伐採する際には、外来種を選択的に間引きすることやその群生を優先的に伐採するなどの対応を行い、在来種を伐採する際には外来種が侵入しないように適切な対応を実施し、生物多様性の保全に努める。

3) 河道の維持管理

出水等により土砂や流木が堆積し、洪水の流下を阻害している場合は、周辺の河川環境に配慮しつつ掘削等の適切な処置を行う。

また、河床洗掘により既設護岸や床止等の河川管理施設の機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は適切な対策を行う。

なお、魚道など河道の連続性について点検し、支障がある場合は適切な処理を行う。

4) 河川管理施設の維持管理

樋門・樋管、護岸等の河川管理構造物については、所要の機能を発揮できるように定期的に点検・整備を実施し、必要に応じて補修や更新など適切な維持管理を実施する。

5) 備蓄資器材

備蓄資器材は、災害発生時における応急対策活動を円滑に実施するため、各種防災資機材の備蓄及び整備に努める。また、定期的に備蓄資器材の点検や保管状況を把握するとともに不足の資器材を補充する。

第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川に関わる調査等の推進

水文観測を継続的に進めるほか、下流から上流までの水質調査や河川周辺の生態系調査データの収集に努め、必要に応じて河川改修後の動植物の生息や生育環境への影響についての調査を関係機関の協力を得ながら進めていく。

また、気候変動による降雨量の増加など水害リスクの変化を踏まえ、今後の治水計画に関する調査・検討を行う。

第2節 河川情報の提供に関する事項

河川に関する情報をパンフレットやホームページ等を活用して提供するとともに、地域住民の自由な意見を求める。

洪水による被害の軽減を図るため、近傍の雨量や水位情報を収集し、関係機関に提供することにより、水防活動等の支援を迅速に行う。

また、計画規模や現況流下能力を越える洪水に対して極力被害の軽減を図るため、関係機関と連携を図り、ハザードマップ作成の支援等を行う。

第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項

流域住民に親しまれる川づくりを進めるため、ホームページ・パンフレット配布等により河川愛護に関わる取り組みに努める。

洪水の発生や異常湧水及び水質事故等の発生時には、関係機関と連携し、適切な管理に努める。

「減災対策協議会」において、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

さらに、「流域治水協議会」において、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を計画的に推進する。